

ふるさとの未来を担う 心豊かな人づくり

## 第3期

# 穴水町教育振興基本計画

穴水町教育委員会

# 目 次

第1章 計画の策定について	2
1 穴水町教育振興基本計画策定の趣旨	2
2 穴水町教育振興基本計画の位置づけ	2
3 穴水町教育振興基本計画の期間	2
4 穴水町教育振興基本計画の性格・特徴	3
5 穴水町教育振興基本計画の体系	4
第2章 穴水町の教育を取り巻く状況	5
第3章 基本理念及び目指す人間像	9
第4章 教育目標	10
第5章 推進方針と具体的な取り組み	11
基本的方向1	
主体的・対話的で深い学びの教育の推進	11
基本的方向2	
ふるさと愛を育む家庭教育等の充実	14
基本的方向3	
町の将来的担い手である青少年の健全育成	15
基本的方向4	
町民一人ひとりの学びの機会と活動を広げる生涯学習の推進	16
基本的方向5	
生涯スポーツ及び心身の健全な育成を目的としたスポーツ教育	18
基本的方向6	
郷土の歴史や文化・芸術を学ぶ機会の充実等を目的とした教育	20
第6章 計画の推進に向けて	22
第7章 計画の進行管理	22

## 第1章 計画の策定について

### 1 穴水町教育振興基本計画策定の趣旨

石川県において、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」、平成28年3月に「第2期石川の教育振興基本計画」、令和3年3月に「第3期石川の教育振興基本計画」を策定した。これを受け、本町では、平成24年3月に「穴水町教育振興基本計画」、平成28年6月に「第2期穴水町教育振興基本計画」を策定した。また、平成27年10月には、「若者が活躍できる安定した雇用を創出する」「魅力を発信し新しいひとの流れをつくる」「若い世代が定着し結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「いつまでも元気に住みつづけられる」の4つを基本目標と定めた「第1期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。

このことから、本町においても、令和2年度からの「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあわせ、「第3期穴水町教育振興基本計画」を策定する。

### 2 穴水町教育振興基本計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、穴水町教育振興のための基本計画である。また、穴水町の総合計画等に基づいて策定する。

参考 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

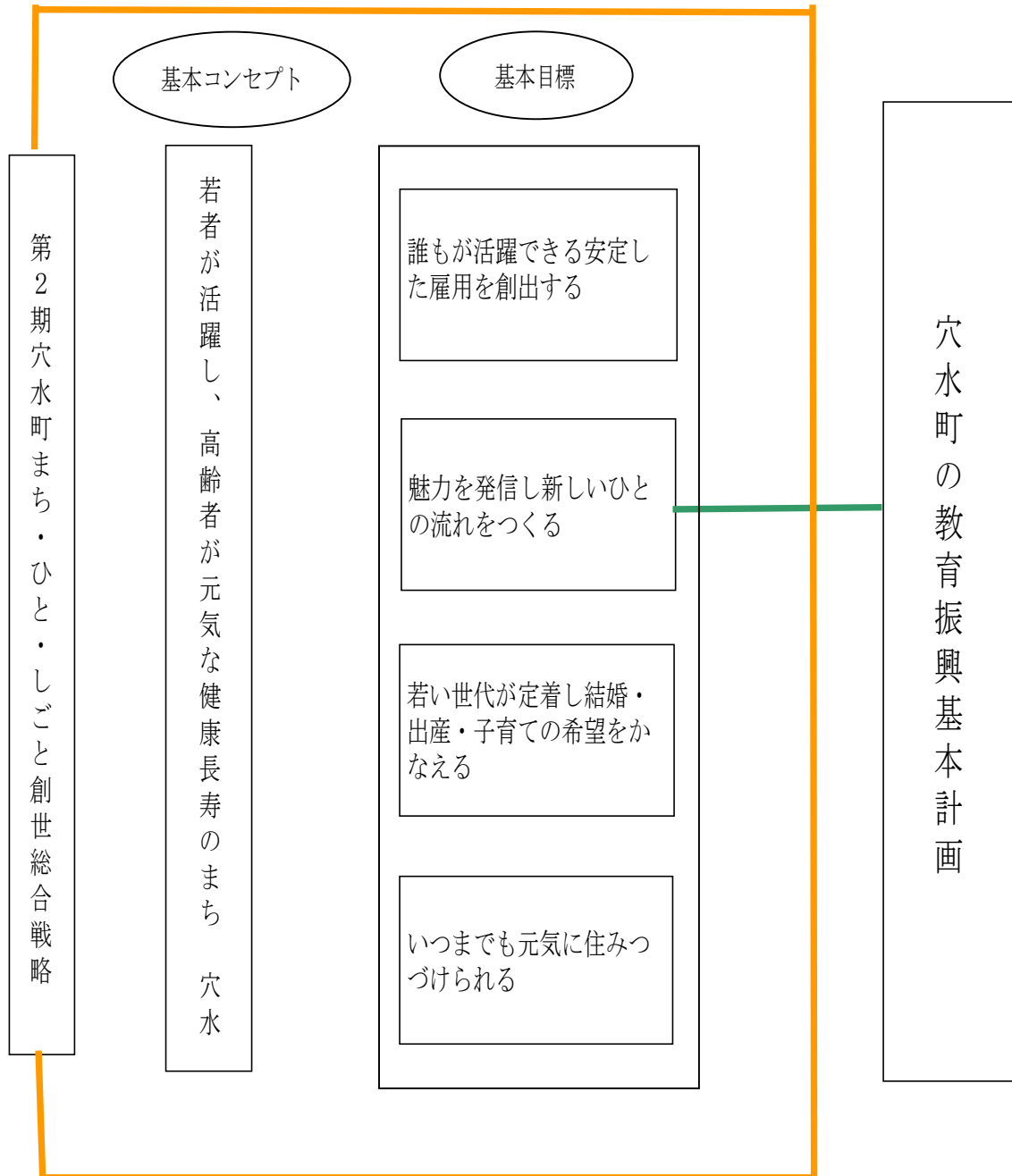
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 3 穴水町教育振興基本計画の期間

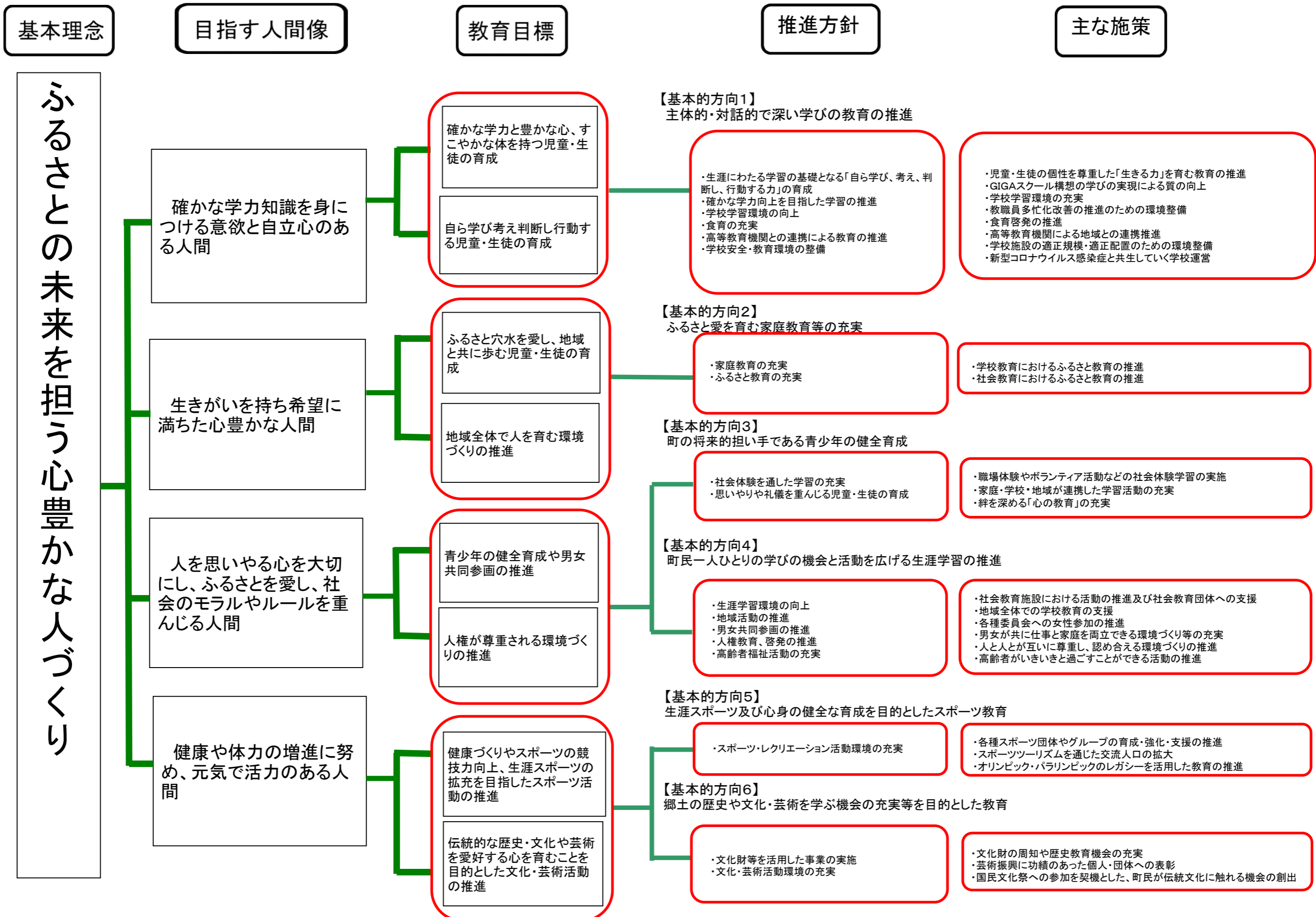
この計画は、平成24年度を初年度とし、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画推進の期間とする。

#### 4 穴水町教育振興基本計画の性格・特徴

この計画は「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた教育分野の総合的な基本指針であり、教育理念に【ふるさとの未来を担う心豊かな人づくり】を掲げ、4つの「目指す人間像」8つの「教育目標」を示し、穴水町の教育に対する考え方や事業の進め方を町民に明らかにするために策定する。



# 穴水町教育振興基本計画の体系（改訂）



## 第2章 穴水町の教育を取り巻く状況

### 1 教育をめぐる社会変化

#### (1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国は超高齢社会を迎えるとともに、人口が継続的に減少する人口減少社会に入っている。このまま少子化に伴い人口減少が続くと、生産年齢の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など、様々な弊害が予想されることから、人口減少の克服と地方創生が、国・地方を通じた大変重要な課題となってくる。

本町の人口は表1を参照すればわかるとおり、県全体の増減率を比較しても割合が高いことが見受けられる。また、2000年を基準とし2025年の推移予測はおおよそ4割の人口減が予測されている。人口構造についても65歳以上の老年人口は増加し続けているが15歳未満の年少人口及び15～64歳以下の生産年齢人口が減少しており、個人の価値観やライフスタイルの多様化、未婚化や晩婚化による少子高齢化は全国的なものとはいえ、本町において、その傾向は一段と顕著となっている。表2の2025年までの児童生徒数推移予測でもわかるように小学校で約14%、中学校で約31%マイナスと大幅に人数減少が予測されており、「学習機会の保障」の観点から教育機関の再編についても検討する必要がある。

(単位：人)

	2000年 (基準)	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年 (予測)
石川県	1,180,977	1,173,994	1,169,788	1,154,008	1,133,294	1,104,368
穴水町	11,214	10,547	9,735	8,786	7,897	6,848
石川県増減率	-	-0.59%	-0.95%	-2.28%	-4.04%	-6.49%
穴水町増減率	-	-5.95%	-13.19%	-21.65%	-29.58%	-38.93%

表1 国勢調査結果

(単位：人)

	2020年 (基準)	2021年	2022年 (予測)	2023年 (予測)	2024年 (予測)	2025年 (予測)
小学校	223	210	206	210	206	192
中学校	165	147	129	113	112	115
小学校増減率	-	-5.83%	-7.62%	-5.83%	-7.62%	-13.90%
中学校増減率	-	-10.91%	-21.82%	-31.52%	-32.12%	-30.30%

表2 町内小中学校の児童生徒数の推移

## 2 穴水町の教育行政の課題

### (1) G I G Aスクール構想の実現

国は、小・中・特別支援学校（小・中学部）において児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、小中学校や高等学校における高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想を策定した。新型コロナウイルス感染拡大により、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育に大きな注目が集まり、I C Tを活用した教育環境の整備が加速した。本町においても小中学校の児童生徒1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークの整備を令和2年度に行い学習支援ソフトや授業支援ソフト等の導入により令和3年度より運用が開始された。急速なI C T環境の整備により、教員のI C T活用指導力が求められる中、教員間のI C T活用指導力の格差が生じることが危惧される。

また、児童生徒が情報通信ネットワーク等の情報手段を活用することから、それらの利用に伴う犯罪被害等を防ぐため情報モラルを身に付けさせる取組を行う必要がある。

### (2) 教職員多忙化改善

教職員の勤務状況については、いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務を行った者が多数いるなど、看過できない多忙な状況が明らかになっている。教職員の多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損ない、子どもたちと真摯に向き合うことが出来なくなり、更には教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧される。

### (3) 新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営

令和2年、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の状況に直面し、学校現場では3月から5月末までの約3ヶ月間、学校の臨時休業を余儀なくされた。

臨時休業期間中は、各学校では、分散登校などを行い、学校再開後は、夏休みの短縮や時間割の工夫、行事の縮小・中止により、臨時休業にともなう授業の遅れを取り戻した。

新型コロナウイルス感染症の影響は、学習面のみならず、学校行事や部活動の大会を延期や中止せざるを得なくなるほか、児童生徒への心のケアや人権への配慮が必要となるなど様々な面に及んでおり、その一つ一つに丁寧に対応しながら、学校運営に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症への対応は、「新しい生活様式」を踏まえ、感染のリスクをできるだけ減らしつつ、子どもたちの健やかな学びを保障するための取組を進め、新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営を行っていく必要がある。

#### (4) 東京オリンピック・パラリンピックのレガシー

令和3年7月から開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック」に参加のためロシアテコンドーチームが事前キャンプを実施し、当町に滞在した。

滞在中は町内児童生徒とのオンライン交流やオンライン観光などを行い、行動制限があるなかで可能な限りの交流を図るほか、コロナ対策を徹底した上で町内の見学等も行った。

オリンピックでの結果は、出場選手4名が金2、銀1、銅1と全選手がメダリストとなり、県内で事前キャンプを実施したメダリスト第1号となった。

また、テコンドー競技での金メダリストはロシア初の快挙であった。子どもたちと直接の交流が出来なかったことは残念だったが、幅広いスポーツや世界のトップアスリートとの交流は子どもたちにとって大変貴重な経験と刺激を提供できた。

コロナ禍のため今後も引き続きICTを活用しながら交流を実施し、コロナ禍明けには対面での交流を行いスポーツ振興に寄与できるよう継続的に行うことが必要である。

#### (5) 国民文化祭への参加

全国植樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会と並び、「四大行幸啓」の一つで天皇陛下が臨席される国民文化祭（いしかわ百万石文化祭2023（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭））が、石川県では、令和5年度に平成4年の初開催以来31年ぶりに開催される。

開催の背景として、平成27年度の北陸新幹線金沢開業により、国内外の多くの人々が多彩で豊かな石川の文化の魅力を高く評価したことに端を発し、令和5年度に北陸新幹線県内全線開業時に国民文化祭を開催することで、更なる交流人口の拡大と文化の魅力発信に繋がっていきたいとしている。

今回の開催においては、「文化絢爛」というキャッチフレーズのもと、県民総参加の文化の祭典、次世代への継承・発展、石川ならではの文化資源の活用、文化の力による観光の推進、文化と地場産業の連携、文化を通じた国際交流の推進を基本方針に掲げ、全国の文化団体が一堂に会し、活動の発表・交流を実施する国内最大規模の「文化の祭典」に位置づけられている。

国民文化祭は、国単位、県単位、市町単位で事業規模が異なりますが、市町単位での国民文化祭を実施していく上では、市町独自事業と文化団体事業を実施する必要がある。今後の方向性としては、実行委員会の組織を以て、それぞれの事業の内容を考案し、イベント等の実施も視野に入れながら、令和5年度実施の本事業に向け、総合的且つ多角的に内容を精査していく予定である。

以上の経緯で実施に向けた体制を整備し、町民の国民文化祭への能動的参加により文化活動への参加機運を高め、発表の場の提供や交流を通じて文化



活動を活性化させることを目指す。そして、活性化された文化活動を後世に継承させる為に、国民文化祭の参加を契機とした次世代の担い手の発掘や育成に努める。

## 基本理念

### ふるさとの未来を担う心豊かな人づくり

自ら学び、考え、表現し、社会の一員としてモラルやルールを重んじ、「ふるさと穴水」を愛し、心身共にすこやかで活力ある人づくりを目指す。

## 目指す人間像

確かな学力を身に  
つける意欲と自立心  
のある人間

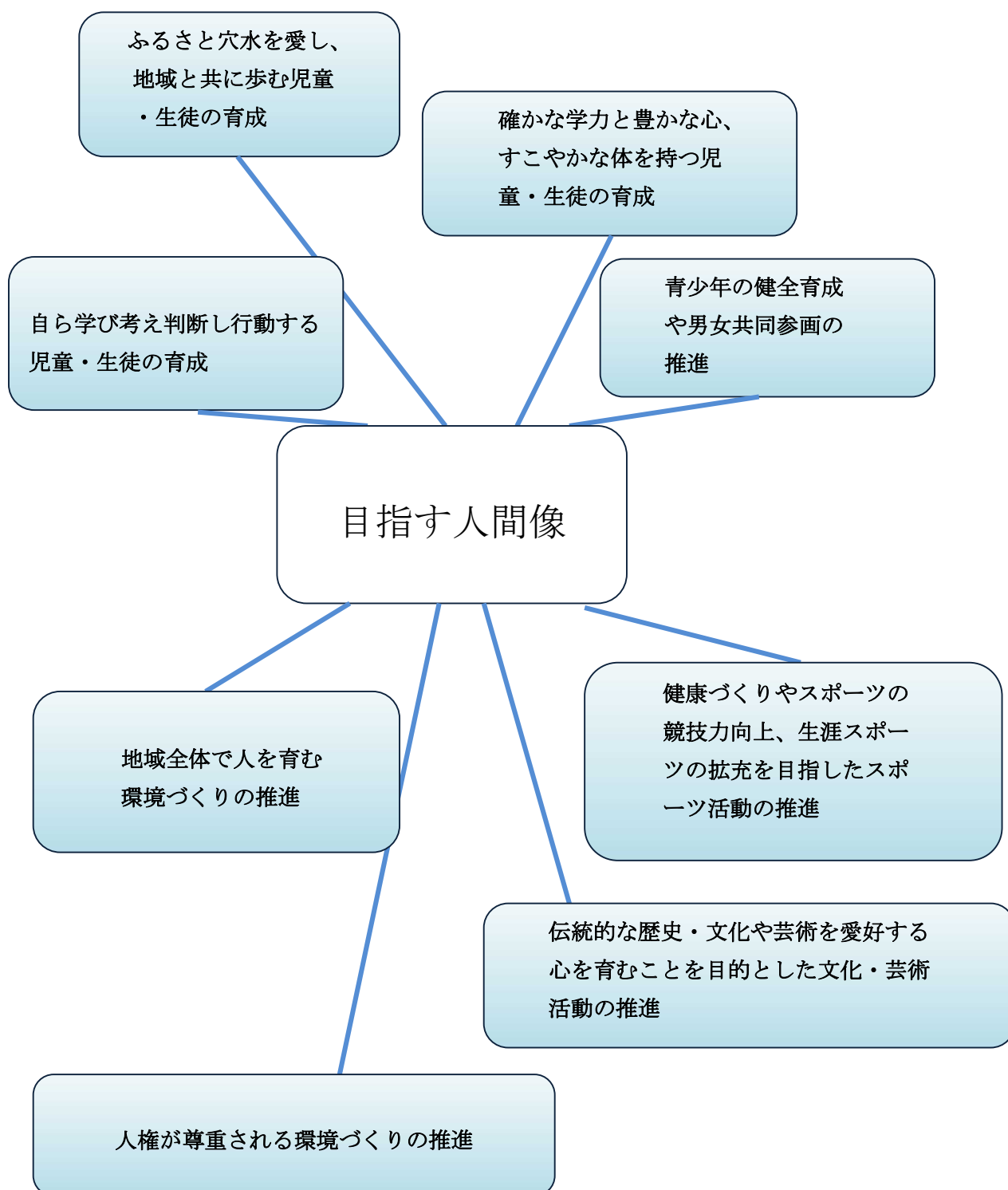
生きがいを持ち、  
希望に満ちた心豊か  
な人間

人を思いやる心を  
大切にし、ふるさとを  
愛し、社会のモラルや  
ルールを重んじる人間

健康や体力の増進  
に努め、元気で活力の  
ある人間

## 第4章 教育目標

目指す人間像の実現のために8つの重点的な教育目標を示した。



## 第5章 推進方針と具体的な取り組み

重点的な8つの教育目標を達するために6つの基本的方向を定め、それぞれの推進方針のもと取り組む施策を示す。

### 基本的方向1 主体的・対話的で深い学びの教育の推進

#### 【現状】

近年では、グローバル化の進展や先端技術の高度化など、社会が大きく変化し、教育現場においても、児童生徒1人1台端末導入といった、GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上などの取り組みが行われている。また、いじめ問題の解消や特別な支援を必要とする児童生徒への配慮、教職員の多忙化改善に取り組んでいる。

#### 推進方針1-1

生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、判断し、行動する力」の育成

#### ■児童生徒の個性を尊重した「生きる力」を育む教育の推進

##### 〔概要説明〕

児童生徒の学習の基礎となる「自ら学び、考え、判断し、行動する力の育成をするため、多様な活動を通して「思考力・判断力・表現力」を育み、主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進する。また、児童生徒に必要な知識や危機管理等のスキルを身に付けるため、防災教育を推進する。

##### 〔具体的な施策〕

- ・ 道徳教育の充実
- ・ 学校の内外における様々な体験活動の推進
- ・ いのちの教育の実施
- ・ 自ら行動できる防災教育の実施
- ・ コミュニケーション能力など実社会で必要とされる資質・能力の育成

#### 推進方針1-2

確かな学力向上を目指した学習の推進

#### ■GIGAスクール構想の学びの実現による質の向上

##### 〔概要説明〕

国においては、児童生徒が使用する1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を行うことで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する「GIGAスクール構想」を策定した。

本町においても、令和2年度に、小中学校の児童生徒に1人1台端末の整備を行い、

円滑に端末を活用できるよう、高速大容量の通信ネットワーク環境も整備したところであり、ICTを活用した教育環境の整備が一気に進んだ。

GIGAスクール構想においては、これまでの教育実践の蓄積と最先端のICTを組み合わせることで、学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びを実現し、学習活動の一層の充実を図っていくことが求められている。

「教員がICTを使って教える」授業から「児童生徒が端末を使って学ぶ」授業へと大きな転換を図る必要がある。児童生徒の1人1台端末を効果的に活用するためには、これまで以上にすべての教員にICT活用指導力が求められることから、ICTの効果的な指導法を身に付けるための研修の充実が急務となっている。

[具体的な施策]

- ・タブレットや大型提示装置、デジタル教科書等のICTを活用した授業の推進
- ・ICT支援員やGIGAスクールサポーターの配置による効果的なICTの活用
- ・校内研修等による教員のICT活用指導力の向上
- ・プログラミング教育の充実
- ・情報モラルを身に付けるための指導内容や学習活動の充実
- ・臨時休業時における学びの保障
- ・GIGAスクール構想に基づくICT環境等の整備

### 推進方針1-3

学校学習環境の向上

#### ■学校学習環境の充実

[概要説明]

急速なICTの進展や、社会のグローバル化など現在の教育環境が多種多様化していく中、GIGAスクール構想実現に向けたICT機器の整備や、学習のための教材・教具の整備、子どもたちの学習や感性を磨くための図書整備などを行っていく。

また、社会のグローバル化に対応する英語教育の充実のための外国語指導助手（ALT）や英語教育支援員、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が個々に応じたきめ細かな学習支援のための特別支援教育支援員などの人的配置を行い児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるのに必要な環境の充実を図る。

[具体的な施策]

- ・学校教材・教具・図書の充実
- ・特別支援教育に係る連携強化・啓発の実施
- ・外国語指導助手（ALT）及び英語教育支援員配置等による英語教育の充実

#### ■教職員多忙化改善の推進のための環境整備

[概要説明]

「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務を行う教員を出さないように、スクール・サポート・スタッフなど外部人材の拡充、統合型校務支援システム

等のICT環境整備などにより、教員の事務負担の軽減を図る。

[具体的な施策]

- ・情報教育（ICT）支援員配置による情報教育の推進
- ・統合型校務支援システムの導入・運用

#### 推進方針1-4

食育の充実

##### ■食育啓発の推進

[概要説明]

栄養の偏りや食習慣の乱れ等の児童生徒の健康に関する課題解決を図るため、学校、行政、医療機関等が連携し、食育の組織的、計画的な推進に努める。

[具体的な施策]

- ・食生活についての教育の実施
- ・郷土料理を通じたふるさと教育の推進
- ・地産地消の推進による健康教育の充実
- ・食育拠点施設としての調理場の整備

#### 推進方針1-5

高等教育機関との連携による教育の推進

##### ■高等教育機関による地域との連携推進

[概要説明]

小中学校と高等教育機関との間に学習活動や部活動等での交流機会を創出することで、新たな人間関係を構築し、児童生徒の豊かな心の育成に努める。

[具体的な施策]

- ・小中学校と高等教育機関との連携による教育の推進
- ・高等教育機関との交流機会の創出（部活動等）

#### 推進方針1-6

学校安全・教育環境の整備

##### ■学校施設の適正規模・適正配置していくための環境整備

[概要説明]

全国的に過疎化・少子化が進む中、本町においても児童生徒の減少が続き、令和7年度の児童生徒数は令和2年度の388人から81人減少し307人になるものと推計され、それに伴い複式学級の編制を余儀なくされるなど、学校の小規模化も進んでいく

こととなる。また、現存の学校施設も老朽化が進み長期的・計画的な整備が必要となっている。そのような中、令和2年度に町立学校施設整備基本構想計画検討委員会が開かれ、児童生徒のより良い教育環境の提供という観点から、学校施設に求められる役割、機能及びニーズについて整理し、新たに教育課題に対応できる今後の学校施設の在り方について検討され、令和3年4月に町に答申書が手交された。この答申内容を踏まえ、令和3年8月に開催された町総合教育会議において、統合小学校の建設及び中学校の長寿命化改修又は建て替えを行う指針が示された。

これから、小学校統合及び中学校施設の在り方について基本計画を策定し、学校の適正規模、適正配置に向けた環境整備を行うとともに、児童生徒の安全のための通学路の点検や危険箇所の改善及びスクールバス等の整備を行うほか、防災・防犯の体制づくりや施設整備などを行う。さらに、施設のバリアフリー化や社会教育施設との複合化など地域コミュニティや防災拠点としての環境整備が必要となってくる。

[具体的な施策]

- ・通学路の安全点検及び危険箇所の改善（安全な登下校）
- ・小学校統合に向けた基本計画の策定及び施設整備
- ・子ども見守り隊の推進
- ・地域と連携した防災教育の推進

#### ■新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営（再掲）

[概要説明]

第2章 穴水町の教育を取り巻く状況 2（3）に記載

[具体的な施策]

- ・感染症に対する正しい理解を深める取組の推進
- ・差別、いじめの根絶に向けた指導の徹底
- ・オンライン学習による学びの保障
- ・学校施設の衛生環境の改善

### **基本的方向2 ふるさと愛を育む家庭教育等の充実**

【現状】

郷土に対する誇りと愛着を持ち、将来、主体的に地域の活性化に貢献できる人材を育てるため、小中学校においてふるさと教育を推進する。

#### **推進方針2-1**

ふるさと教育の充実

#### ■学校教育におけるふるさと教育の推進

[概要説明]

地域・家庭・学校が一体となって地域の自然、歴史、文化、産業、食等を体験を通して学ぶ機会をつくり、地域とともに歩む心豊かな児童生徒を育成する。

[具体的な施策]

- ・保護者による自然体験活動等の推進
- ・子ども達の発達段階に応じたふるさと教育の推進
- ・地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業、食等の教育資源を活かした活動の実施や体験
- ・地域、家庭、学校が一体となった活動や体験の実施

#### ■社会教育におけるふるさと教育の推進

[概要説明]

地域の方や指導者として活躍している人、又は指導者になろうとしている人を対象に研修会を開催するなど、スキルアップのための支援を行う。

[具体的な施策]

- ・社会教育におけるふるさと教育ボランティア人材育成（研修等）

### **基本的方向3 町の将来的担い手である青少年の健全育成**

【現状】

人口減少、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を背景に家庭教育を支えてきた地域の教育力の低下が指摘されていることを背景に、子どもたちの成長に必要な遊び、体験活動や本物を見る機会の減少が顕著となっている。

こうした中で、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることによって得られる「社会を生き抜く力」の基礎部分を醸成することができ、コミュニケーション能力、自立心やチャレンジ精神等の能力を育む様々な体験活動が必要とされている。

#### **推進方針3-1**

社会体験を通じた学習の充実

##### ■職場体験やボランティア活動などの社会体験学習の実施

[概要説明]

地元企業と連携した職場体験や地域の清掃といったボランティア活動を実施し、地域とのつながりの場の創出に努める。また、穴水の豊かな資源を活かした自然体験活動等の様々な体験活動を推進する。

[具体的な施策]

- ・職場体験活動の推進
- ・穴水湾を活用した海洋体験活動の推進
- ・自然体験活動や宿泊体験プログラムの充実



## ■家庭・学校・地域が連携した学習活動の充実

### [概要説明]

地域社会における人々の関係希薄化の改善や家庭における生活規律や学習習慣の確立を支援し、社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進する。

### [具体的な施策]

- ・家庭での学習習慣の啓発
- ・家族の大切さを考えさせる教育の実施
- ・保護者への子育て教育の支援
- ・ゲストティーチャーによる体験学習の実施
- ・家庭教育支援講座の開催
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の実施
- ・「元気いっぱいカード」事業の実施

## 推進方針 3-2

思いやりや礼儀を重んじる児童・生徒の育成

## ■絆を深める「心の教育」の充実

### [概要説明]

地域の人々が、子どもたちと積極的に関わり、公共マナーの大切さや交通ルールの遵守等と呼びかける「グッドマナーキャンペーン」に参加するほか、公民館活動等を通して地域の人々と子どもたちが交流を深める機会の確保に努め、子どもたちの豊かな心を育む教育を目指す。

### [具体的な施策]

- ・礼儀や感謝の心を学ぶ教育の推進
- ・豊かな心を育む読書活動の充実
- ・地域の人々による通学路での「おはよう運動」の実施
- ・グッドマナーキャンペーンへの参加

## 基本的方向 4 町民一人ひとりの学びの機会と活動を広げる生涯学習の推進

### 【現状】

町民一人一人が豊かな生活を送るために必要な知識や技能は日々高度化している。

こうした中で、若年層から高齢者まで全ての人が学びを通して自らの成長を実感できるよう学習ニーズに対応した生涯学習を推進する。

## 推進方針 4-1

生涯学習環境の向上

## ■社会教育施設における活動の推進及び社会教育団体への支援

### [概要説明]

公民館等社会教育施設で開催される講座やイベント等を通じて、町民に向けた学びの機会を充実させ、地域の活性化につなげるほか、社会教育関係団体への支援を行うなど活動を推進する。

### [具体的な施策]

- ・地域拠点としての公民館活動の実施
- ・読書機会・生涯学習の推進による学びの機会の創出
- ・図書館図書の実用による町民の学習意欲の向上

## 推進方針 4-2

### 地域活動の推進

## ■地域全体での学校教育の支援

### [概要説明]

学校を地域の拠点として、コミュニティへの参画や地域の課題解決を図っていく取り組みとしての地域ぐるみの学校支援活動を推進する。

### [具体的な施策]

- ・学校支援ボランティア活動の推進
- ・児童・生徒への部活動等での指導の支援

## 推進方針 4-3

### 男女共同参画の推進

## ■各種委員会への女性参加の推進

### [概要説明]

男女共同参画の意識を醸成していく為に、推進指導員を中心とした周知・啓発活動や推進委員会による成果検証を促進する。

### [具体的な施策]

- ・推進指導員を中心とした男女共同参画意識を育てる人づくりの推進
- ・推進委員会による定期的な数値目標の成果検証による広報活動の実施

## ■男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり等の充実

### [概要説明]

固定的な性別役割分担意識やワークライフバランスを考慮した社会環境の構築を推進する。

### [具体的な施策]

- ・男女が共に活躍出来る社会教育環境の整備

- ・男女共同参画推進計画の改訂による各種施策の推進
- ・事業者への制度の周知・啓発の実施

#### 推進方針 4-4

##### 人権教育、啓発の推進

#### ■人と人が互いに尊重し、認め合える環境づくりの推進

##### [概要説明]

21世紀は「人権の世紀」とされているが、様々な人権問題が存在している。

こうした中で学校教育や社会教育における人権擁護に関する理解を深め、人権の価値や重要性を深く受け止められる人権感覚をもった人間の育成が求められる。

##### [具体的な施策]

- ・人権啓発講演会等の開催による人権教育の推進
- ・地域の多種多様な人々との交流による人権意識の高揚
- ・いじめを見逃さない学校づくりの推進

#### 推進方針 4-5

##### 高齢者福祉活動の充実

#### ■高齢者がいきいきと過ごすことが出来る活動の推進

##### [概要説明]

高齢となっても人生を豊かに過ごすことができるように、社会教育委員を中心とした啓発・普及活動を促進する。

##### [具体的な施策]

- ・社会教育委員による高齢者福祉活動の企画
- ・社会福祉協議会等の外部機関と連携した事業の実施

### 基本的方向 5 生涯スポーツ及び心身の健全な育成を目的としたスポーツ教育

#### 【現状】

スポーツは、地域での人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、健康の3本柱（運動、栄養、休養）の1つである。

また、スポーツは児童生徒の心身の健康や成長の一端を担う重要な要素であり、様々なアプローチを支援する必要がある。

現在は、コロナ禍で積極的なスポーツ活動ができないため、コロナ禍でも安心安全にスポーツに取り組めるような対応が必要となってくる。

#### 推進方針 5-1

##### スポーツ・レクリエーション活動環境の充実

## ■各種スポーツ団体やグループの育成・強化・支援の充実

### [概要説明]

スポーツを通して心身の健康と成長、豊かな人間性を育む基礎となるため、学校、スポーツ団体、家庭及び地域におけるスポーツ活動の相互の連携を図る。

町体育協会の活動（各競技協会等の活動支援・奥能登体育大会、県民体育大会への派遣）、スポーツ少年団の活動（各種大会への参加・指導者登録料・保険への加入）に支援を行い町スポーツの活性化に繋げるほか、町体育協会傘下の各種競技団体に対して、児童・生徒に対し、競技能力の向上や基礎的な運動能力の向上のための教室を開催する団体に対して、補助を行い町スポーツ活動の活性化を図る。

コロナ禍などでスポーツ環境が制限されているなかでも対応を十分に行いスポーツ機会の確保に努める。

### [具体的な施策]

- ・ 体育協会、スポーツ少年団活動に対する支援
- ・ ジュニア選手育成活動補助金の交付

## ■スポーツツーリズムを通じた交流人口の拡大

### [概要説明]

町は健康長寿のまちづくりを掲げており、健康寿命の底上げを保健部局で行っているところである。

教育委員会としても健康の確保のため数値による具体的な見える化を目指すとともにスポーツをとおした健康づくりの施策に取り組むことが必要と考えている。

また、スポーツを皮切りに交流人口の拡大を目指すため各分野の団体と連携を図るためスポーツコミッションの設立を行うほか町民の健康増進や参画意識、意欲の向上に寄与できるよう努める。

### [具体的な施策]

- ・ 合宿誘致活動
- ・ スポーツコミッションの設立
- ・ スポーツ教室及び高齢者健康教室の開催
- ・ 町営フィットネスジムの利用促進による町民の健康意識の向上

## ■オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した教育の推進

### [概要説明]

令和3年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックに伴いROC（ロシアオリンピック委員会）所属のテコンドーチームが当町で事前キャンプを実施した。

事前キャンプ期間中に町内小学生及びその保護者との交流会（オンライン）を行い、テコンドーについてのルールや今回参加したオリンピック選手へのサポートとして同行したスタッフの紹介（同行中に行っている仕事の内容）などの交流を持つことができたほか、選手の練習風景の様子などを見学する機会を提供した。

コロナ禍によりオンラインでの実施となったが、児童生徒のスポーツに対する意識の高揚に寄与することができた。これを契機に児童生徒が積極的にスポーツに取り組む環境を整えていく。

今後もこのつながりを大切にしながら、ROCもしくはロシアとの交流を継続的にを行い、町スポーツの全体的な隆盛につなげていく。

[具体的な施策]

- ・ホストタウン相手国との継続的な交流（オンライン交流）

## **基本的方向6 郷土の歴史や文化・芸術を学ぶ機会の充実等を目的とした教育**

**【現状】**

郷土愛を育てていくためには、情操教育の推進が何より重要となる。

文化や芸術に触れる体験は、子どもの豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育みまむことに繋がり、町独自の特色ある文化や芸術に触れることは、ふるさと穴水に対する誇りと愛着の醸成に繋がる。

### **推進方針6-1**

文化財等を活用した事業の実施

#### **■文化財の周知や歴史教育機会の充実**

[概要説明]

穴水町歴史民俗資料館・能登中居鋳物館における常設展示に加え、年1回の特別展を企画し、町民の文化的教養の醸成に寄与している。また、刊行物資料の販売や文化財の保存・活用活動を推進させ、後世への文化・芸術活動の継承を促進する。

[具体的な施策]

- ・高等機関との連携による文化財の学術調査の推進
- ・文化財や歴史史料を活用した学習機会の充実
- ・いしかわ県民文化振興基金を活用した伝統的行事の保存に対する支援

### **推進方針6-2**

文化・芸術活動環境の充実

#### **■芸術振興に功績のあった個人・団体への表彰**

[概要説明]

町内在住及び出身者で多大な功績を残した方に対して表彰を行う。

[具体的な施策]

- ・文化功労者への表彰
- ・文化協会による表彰

■国民文化祭への参加を契機とした、町民が伝統文化に触れる機会の創出

[概要説明]

町民の国民文化祭への参加を契機に、文化活動への参加機運を高め、発表の場の提供や交流を通じて文化活動を活性化させ、次代の担い手育成を促進する。

[具体的な施策]

- ・国民文化祭への参加

## 第6章 計画の推進に向けて

町民一人ひとりや家庭、地域団体、学校、企業、行政などが、互いに理解し尊重し合いながら手を携えていく関係を築くことが重要である。

手を携えていく関係を持ちながら活動する中で、新たな相乗効果や活動の広がりを生み出すことによって、より豊かな学びのまちを創造していくことが可能となる。

歴史や伝統、豊かな自然はもとより、大学や企業、町民主体の広範な活動など、穴水の多様な人的・物的資源を学びの資源として有効に活用する視点を重視する。

教育に関わる施策は、教育委員会をはじめ、子育て、地域づくり、福祉など、町の関係課において横断的に行われている。このため、関係課における相互の連携をこれまで以上に緊密にし、調整等を行いながら施策の推進を図る必要がある。

## 第7章 計画の進行管理

### (1) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を迅速かつ的確に推し進めるためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要である。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を活用し、毎年度、定期的な点検・評価を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行う。

### (2) 計画の見直し

本計画は令和4年度から令和8年度の5年間に取り組むべき施策の方針を示すものであることから、策定から5年後を目途に、計画全体にわたる進行状況や成果について総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行う。

また、社会の成熟化による価値観の多様化に伴う教育に対するニーズの変化に対応するため、特段の事由がある場合は、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行う。

## 基本計画策定の経過

会議名等	開催日等	主な内容
第1回検討委員会	平成23年 9月22日	正副委員長選出、基本計画の概要・計画期間の説明
第2回検討委員会	平成23年10月25日	計画骨子（案）の説明
第3回検討委員会	平成23年11月29日	学校教育・社会教育に係る主な意見の抽出
第4回検討委員会	平成23年12月21日	基本理念及び計画骨子の決定
第5回検討委員会	平成24年 1月24日	基本計画（素案）の協議
第6回検討委員会	平成24年 2月14日	基本計画（素案）の決定
委員会報告	平成24年 2月23日	基本計画（素案）の教育委員会報告
報告	平成24年 3月 6日	穴水町教育振興基本計画の報告
委員会協議	平成27年12月25日	基本計画（改訂版）の教育委員会協議
総合教育会議報告	平成28年 1月14日	基本計画（改訂版）の総合教育会議報告
委員会協議	令和 3年10月25日	基本計画（第3期）の教育委員会協議
委員会協議	令和 3年12月13日	基本計画（第3期）の教育委員会協議
委員会協議	令和 4年 2月21日	基本計画（第3期）の教育委員会協議
委員会報告	令和 4年 3月29日	基本計画（第3期）の教育委員会報告



## 穴水町教育振興基本計画

策定（第1期） 平成24年3月

改訂（第2期） 平成28年6月

改訂（第3期） 令和4年3月

穴水町教育委員会事務局

〒927-8601

石川県鳳珠郡穴水町字川島ヲ174

TEL : 0768-52-3710

FAX : 0768-52-2694